

保険金等のお支払いに関する約款規定（抜粋） －（新・）団体定期保険災害保障特約条項－

注意

○この内容は、保険金等のご請求・お支払いについて、お客さまのご理解をサポートすることを目的として、関連する主な規定を抜粋したものです。

商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報等とあわせてご参照ください。

（この特約の趣旨）

この特約は、被保険者が不慮の事故によって死亡または身体に障害を受けた場合に、所定の給付を行なうとともに、不慮の事故による傷害の治療を目的として入院した場合にも、入院日数に応じて給付を行なうことを主な内容とするものです。

（災害保険金の支払）

第5条 当社は、被保険者が、この特約の保険期間中に、次の各号のいずれかに該当した場合に、その被保険者について定められた額の災害保険金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。

- (1) その被保険者についてのこの特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発生した別表1に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡したとき
 - (2) その被保険者についてのこの特約の責任開始期以後に発病した別表2に定める特定感染症を直接の原因として死亡したとき
- ② 当社は、前項の規定によって災害保険金を支払う場合に、その被保険者について第7条（障害給付金の支払）に規定する障害給付金に関し、次のいずれかの事実があるときは、その被保険者について定められた災害保険金額にその該当する給付割合を乗じて得られる金額の合計額を災害保険金額から差し引きます。
- (1) 災害保険金の支払の原因となった同一の不慮の事故による障害給付金をすでに支払っているとき
 - (2) 災害保険金の支払の原因となった同一の不慮の事故による障害給付金の支払請求を受け、まだ支払っていないとき
- ③ 第1項の規定によって災害保険金が支払われた場合には、その支払後に、その災害保険金の支払の原因となった同一の不慮の事故による同一の被保険者についての障害給付金の請求を受

けても、当社は、これを支払いません。

(災害保険金の請求手続)

第6条 保険契約者または災害保険金の受取人は、前条に規定する災害保険金の支払事由が生じたことを知った場合には、すみやかに、当社に通知してください。

② 災害保険金の受取人は、保険契約者を經由して、当社に次の書類を提出して災害保険金を請求してください。

- (1) 災害保険金支払請求書
- (2) 不慮の事故であることを証する書類

③ 当社は、前項以外の書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(障害給付金の支払)

第7条 当社は、被保険者が、その被保険者についてのこの特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に別表3の給付割合表（以下「給付割合表」といいます。）に定めるいずれかの身体障害の状態に該当した場合に、次条に定める金額の障害給付金を主契約の高度障害保険金受取人に支払います。

② この特約の同一の被保険者についての障害給付金の支払割合は、同一の不慮の事故または同一の保険期間において、通算して10割をもって限度とします。

(障害給付金額)

第8条 当社が前条第1項によって支払う障害給付金の額は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 身体障害の状態が給付割合表の1種目のみに該当する場合には、その被保険者について定められた災害保険金額に給付割合表のその該当する種目に対応する給付割合を乗じて得られる金額
- (2) 身体障害の状態が給付割合表の2種目以上に該当する場合には、その該当する各種目ごと（ただし、別表4に定める身体の同一部位（以下「身体の同一部位」といいます。）に生じた2種目以上の障害については、そのうち最も上位の種目のみ）に前号の規定を適用して得られる金額の合計額

② 前項各号の適用にあたっては、すでに給付割合表に該当する身体障害のあった身体の同一部位に生じた身体障害については、すでにあった身体障害（以下、本項において「前障害」といいます。）を含めた新たな身体障害の状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合から、その前障害の状態に対応する給付割合（2種目以上に該当する場合には、最も上位の種目に対応する給付割合）を差し引いて得られる割合を、その身体障害についての給付割合とします。

(障害給付金の請求手続)

第9条 保険契約者、被保険者または障害給付金の受取人は、第7条（障害給付金の支払）に規定する障害給付金の支払事由が生じたことを知った場合には、すみやかに、当会社に通知してください。

② 障害給付金の受取人は、保険契約者を經由して、当会社に次の書類を提出して障害給付金を請求してください。

(1) 障害給付金支払請求書

(2) 不慮の事故であることを証する書類

(3) 当会社所定の様式による医師の診断書

(4) 障害給付金の受取人の印鑑証明書

(5) 被保険者の住民票。ただし、被保険者が団体の所属員等の配偶者の場合および障害給付金の受取人が被保険者の場合は、その者の戸籍抄本

③ 第6条（災害保険金の請求手続）第3項の規定は、本条の場合に準用します。

(入院給付金の支払)

第10条 当社は、被保険者が、その被保険者についてのこの特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日以内に別表4に定める病院または診療所に別表4に定める入院（以下「入院」といいます。）をし、かつ、その傷害の治療を目的とする入院日数が5日以上となった場合に、その被保険者について定められた災害保険金額（入院中に災害保険金額の変更があった場合には、各日現在の災害保険金額とします。）の1,000分の1.5にその入院のこの特約の保険期間中のその傷害の治療を目的とする入院日数を乗じて得られる金額の入院給付金を、主契約の高度障害保険金受取人に支払います。

② 同一の被保険者が同一の不慮の事故によって2回以上入院した場合には、その事故の日から起算して180日以内に開始した各入院について、入院日数を合算して前項の規定を適用します。

③ 被保険者が前2項に規定する入院をこの特約の保険期間中に開始し、この特約の保険期間の満了日を含んで引き続き入院している場合に、この特約が更新されないときまたはその被保険者がこの特約の更新時に被保険団体から除外されたときは、この特約の保険期間経過後の入院日数（その入院の退院日までの入院日数をいいます。）に関しては、この特約の保険期間中の入院として、前2項に規定するところによって入院給付金を支払います。

④ この特約の同一の被保険者についての入院給付金の支払は、同一の不慮の事故について通算して120日（更新前の入院日数を含みます。）をもって限度とします。

⑤ 同一の被保険者が2以上の不慮の事故によって入院し、支払うべき入院給付金が重複する場合でも、入院給付金は重複しては支払いません。

⑥ 前項の規定によって入院給付金の支払われない入院日数は、第4項に規定する同一の不慮の

事故による入院給付金の支払限度の入院日数の計算には含めません。

(入院給付金の請求手続)

第11条 保険契約者、被保険者または入院給付金の受取人は、前条に規定する入院給付金の支払事由が生じたことを知った場合には、すみやかに、当会社に通知してください。

② 入院給付金の受取人は、保険契約者を經由して、当会社に次の書類を提出して入院給付金を請求してください。

- (1) 入院給付金支払請求書
- (2) 不慮の事故であることを証する書類
- (3) 当会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書
- (4) 当会社所定の様式による医師の診断書
- (5) 入院給付金の受取人の印鑑証明書
- (6) 被保険者の住民票。ただし、被保険者が団体の所属員等の配偶者の場合および入院給付金の受取人が被保険者の場合は、その者の戸籍抄本

③ 第6条（災害保険金の請求手続）第3項の規定は、本条の場合に準用します。

(災害保険金、障害給付金または入院給付金の支払の時期および場所)

第12条 災害保険金、障害給付金または入院給付金の支払の時期および場所については、主約款の保険金の支払の時期および場所に関する規定を準用します。

(災害保険金、障害給付金または入院給付金を支払わない場合)

第14条 当会社は、被保険者が次の各号のいずれかによって第5条（災害保険金の支払）、第7条（障害給付金の支払）または第10条（入院給付金の支払）の規定に該当した場合には、災害保険金、障害給付金または入院給付金を支払いません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- (2) 災害保険金の受取人、障害給付金の受取人または入院給付金の受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その者が災害保険金の一部の受取人、障害給付金の一部の受取人または入院給付金の一部の受取人であるときは、当会社は、その残額をその他の受取人に支払います。
- (3) 被保険者の犯罪行為によるとき
- (4) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき
- (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき

(8) 地震、噴火または津波によるとき

(9) 戦争その他の変乱によるとき

- ② 前項第8号または第9号の事由によって死亡し、身体障害の状態になり、または入院した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めた場合には、当会社は、その程度に応じ、災害保険金、障害給付金または入院給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

(災害保険金額の増減)

第17条 保険契約者は、この特約の災害保険金額のみを保険期間の途中で変更することはできません。ただし、主契約の保険金額が保険期間の途中で変更された場合に限り、主約款の保険金額の変更に関する規定を準用して、この特約の災害保険金額を変更することができます。

- ② 前項の場合に、同一の被保険者について、この特約の災害保険金額が主契約の死亡保険金額を超えることとなる場合には、この特約の災害保険金額も同時に主契約の死亡保険金額以下に減額することを要します。

(主約款の規定の準用)

第19条 この特約条項に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

別表 1

対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表1によって定義づけられる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が悪化したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち表2に定めるものをいいます（ただし、表2の「除外するもの」欄にあるものを除きます。）。

表1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）。
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）。
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます（疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）。

表2 対象となる不慮の事故の分類項目（基本分類コード）

分類項目（基本分類コード）		除外するもの
1. 交通事故（V01～V99）		
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）		・ 飢餓・ 渴
	・ 転倒・ 転落（W00～W19）	
	・ 生物によらない機械的な力への曝露（W20～W49）（注1）	・ 騒音への曝露（W42） ・ 振動への曝露（W43）
	・ 生物による機械的な力への曝露（W50～W64）	
	・ 不慮の溺死および溺水（W65～W74）	

<ul style="list-style-type: none"> ・その他の不慮の窒息 (W75～W84) 	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の次の誤嚥〈吸引〉 胃内容物の誤嚥〈吸引〉(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥〈吸引〉(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥〈吸引〉(W80)
<ul style="list-style-type: none"> ・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露 (W85～W99) 	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露 (W94) (高山病等)
<ul style="list-style-type: none"> ・煙、火および火炎への曝露 (X00～X09) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・熱および高温物質との接触 (X10～X19) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・有毒動植物との接触 (X20～X29) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・自然の力への曝露 (X30～X39) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然の過度の高温への曝露 (X30) 中の気象条件によるもの(熱中症、日射病、熱射病等)
<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露 (X40～X49) (注2) (注3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病の診断、治療を目的としたもの
<ul style="list-style-type: none"> ・無理ながんばり、旅行および欠乏状態 (X50～X57) 	<ul style="list-style-type: none"> ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動 (X50) 中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・旅行および移動 (X51) (乗り物酔い等) ・無重力環境への長期滞在 (X52)
<ul style="list-style-type: none"> ・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露 (X58～X59) 	
3. 加害にもとづく傷害および死亡 (X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為 (Y35～Y36)	<ul style="list-style-type: none"> ・合法的処刑 (Y35.5)

5. 内科的および外科的ケアの合併症 (Y40～Y84)	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤 (Y40～Y59) によるもの (注3)	
・ 外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y60～Y69)	
・ 治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y70～Y82) によるもの	
・ 患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y83～Y84)	

(注1) 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

(注2) 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。

(注3) 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎等は含まれません。

別 表 2

対象となる特定感染症

対象となる特定感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のもの（注）とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	U04

(注) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）であるものに限ります。）（以下「当該感染症」といいます。）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める次のいずれかに該当する場合は、「対象となる特定感染症」に含みます。なお、被保険者が当該感染症を直接の原因として死亡した日において、当該感染症が次のいずれにも該当しない場合は、「対象となる特定感染症」に含みません。

- (1) 一類感染症、二類感染症または三類感染症
- (2) 新型インフルエンザ等感染症のうち新型コロナウイルス感染症
- (3) 指定感染症

別表 3

給付割合表

等級	身体障害	給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	10割
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15まで、または第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	7割
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	5割
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの	3割

第4級	<p>21. 1 上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの</p> <p>22. 1 下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの</p> <p>23. 1 下肢が永久に5センチ以上短縮したもの</p> <p>24. 1 手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの</p> <p>25. 1 手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの</p> <p>26. 10足指の用を全く永久に失ったもの</p> <p>27. 1 足の5足指を失ったもの</p>	3割
第5級	<p>28. 1 上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの</p> <p>29. 1 下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの</p> <p>30. 1 手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの</p> <p>31. 1 手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの</p> <p>32. 1 足の5足指の用を全く永久に失ったもの</p> <p>33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの</p> <p>34. 1 耳の聴力を全く永久に失ったもの</p> <p>35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの</p> <p>36. 脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの</p>	1.5割
第6級	<p>37. 1 上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの</p> <p>38. 1 下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの</p> <p>39. 1 下肢が永久に3センチ以上短縮したもの</p> <p>40. 1 手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの</p> <p>41. 1 手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの</p> <p>42. 1 足の第1指（母指）または他の4足指を失ったもの</p> <p>43. 1 足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの</p>	1割

備 考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

3. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

4. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意志の疎通が困難となり、その回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込のない場合をいいます。

5. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行ないます。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベ

ルをそれぞれ $a \cdot b \cdot c$ デシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

- (3) 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の $\frac{1}{4} (a + 2b + c)$ の値が70デシベル以上(40cmを超えると話声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

6. 鼻の障害

- (1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
- (2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

7. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
- (3) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

8. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
- (3) 「脊柱（頸椎を除く）の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

9. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指

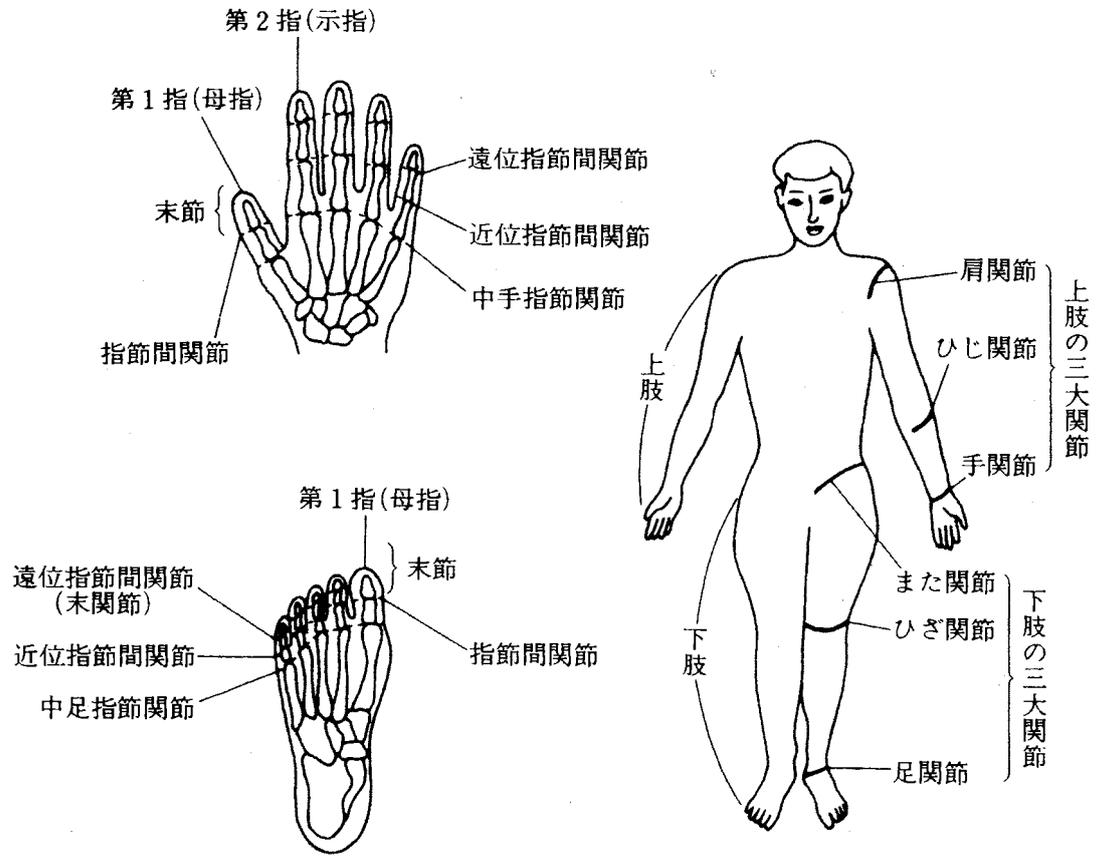
節間関節以上を失ったものをいいます。

- (3)「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

10. 足指の障害

- (1)「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2)「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあつては指節間関節）が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

身体部位略図



別 表 4

1. 身体の同一部位

- (1) 1 上肢については、肩関節以下すべて同一部位とします。
- (2) 1 下肢については、また関節以下すべて同一部位とします。
- (3) 眼については、両眼を同一部位とします。
- (4) 耳については、両耳を同一部位とします。
- (5) 脊柱については、頸椎以下すべて同一部位とします。
- (6) 別表3の第1級の4、5、6もしくは7、第2級の8、9もしくは10、第3級の16または第4級の26の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢、1上肢と1下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

2. 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、次の3に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

3. 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の(1)、(2)のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
- (2) (1)の場合と同等の日本国外にある医療施設